

(仮称)学童保育「どろんこ子どもクラブ」建設事業プロポーザル実施要領

1 趣旨

当法人どろんこ子どもクラブは 1999 年に働く父母により設立され、当初より大垣市内の建物を間借りして学童保育事業を実施してきた。現在の施設は令和 2 年 4 月より借用して使用しているが、建物の老朽化と避難階段の未整備のため、早期に代替施設確保が必要な状況である。このため、工期短縮や経済性向上を目的として、設計・施工・工事管理を一括して発注する DB (Design Build) 方式により、「どろんこ子どもクラブ建設事業」を実施する。

本要領は、DB方式によりどろんこ子どもクラブの建設を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

(仮称)社会福祉法人西美濃福祉会 学童保育どろんこ子どもクラブ建設事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業場所

大垣市南頬町 旧サンタガリシア大聖堂跡地

(3) 事業期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで

(4) 事業実施スケジュール

内容	時期
施設設計	仮契約日から令和 7 年 11 月 30 日まで
建設工事	設計完了後から令和 8 年 9 月 30 日まで

(5) 事業内容

- ① 基本設計及び実施設計業務
- ② 本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の手続き業務
- ③ 本事業に関する各種説明会及び会議の支援業務
- ④ 本事業において実施する工事に関する工事監理業務
- ⑤ 要求水準書(別紙 1)に記載の施工業務

(6) 提案上限額

本事業の実施にあたり、当法人が算定した業務の対価は次のとおりとし、業務期間中、年度ごとの出来高に応じて支払いする。

提案上限額：100,000,000 円（税込）

年 度	支払限度額
令和 7 年度	50,000,000 円
令和 8 年度	50,000,000 円

(7) 要求水準

本事業において要求する水準は、要求水準書（別紙 1）に定める。これは、本事業を実施するための準拠すべき具体的な規定であり、本事業に求める最低限の内容及び品質の水準を示すものである。

3 参加資格条件

参加資格者の認定基準日（以下「基準日」という。）は、プロポーザル提案意向申請書の提出期限の日とする。

ただし、基準日から契約候補者の特定の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、参加資格を有しないものとして契約候補者とししない。

(1) 共通の参加資格者の条件

- ① 大垣市業者選定要綱（平成 10 年告示第 144 号）第 9 条に規定する有資格業者名簿に登録され、かつ、当該工事及び業務に対応するとして定めた業種区分として「建築一式」について登録が認められた者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成 11 年 4 月 1 日制定）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- ⑤ 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 1 月 4 日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。

(2) 単独企業で参加する場合の参加資格者の条件

① 設計業務等

大垣市業者選定要綱第 9 条に規定する有資格業者名簿に「建築一式」の業種区分の登録が認められた者であること。

- 1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級又は二級建築士事務所の登録をし、5 年以上営業していること。
- 2) 設計業務管理技術者は、次の要件を満たす者を配置すること。
 - ア 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で参加申込日以前 1 年以上の恒常的な雇用関係があること。
 - イ 建築士法第 2 条に規定する一級又は二級建築士の資格を有すること。
- 3) 工事監理者は、次の要件を満たす者を配置すること。
 - ア 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で参加申込日以前 1 年以上の恒常的な雇用関係があること。
 - イ 建築士法第 2 条に規定する一級又は二級建築士の資格を有すること。

② 施工業務

大垣市業者選定要綱第 9 条に規定する有資格業者名簿に「建築一式」の業種区分の登録が認められた者であること。

- 1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により建築工事業について一般建設業又は特定建設業の許可を受け、5 年以上営業していること。
 - 2) 業種区分「建築一式」において、総合点数（経営事項審査における総合評定値（客観点数及び主観点数の合計））が 800 点以上であること。
 - 3) 本事業における施工体制は、主任技術者の配置をもって足りるものとする。
- 監理技術者の配置を求める基準（建設業法施行令第 27 条の規定）に該当しない工事規模であることから、特定建設業の許可および監理技術者の要件は不要とする。

本事業の施工体制として、次の要件を満たす者を配置すること。

ア 現場管理体制

重要な施工工程において責任をもって現場に立ち会える体制を有すること。常時の現場常駐体制は求めないが、必要なタイミングに応じた的確な対応が可能であること。

イ 人員条件

現場代理人および主任技術者は、他業務と兼務していても差し支えないが、当該工事に対し責任をもって関与できる体制であること。

また、施工を行う企業に常勤で 1 年以上の恒常的な雇用関係にある者とする。

ウ 資格要件

建設業法に定める主任技術者としての資格を有すること。下請金額または工事規模が監理技術者の配置要件（建設業法施行令第 27 条）に該当しない場合、監理技術者の配置は不要とする。

エ 施工実績

過去に類似規模（概ね延べ面積 200 m²以上、木造 2 階建て相当、複数棟合算可能とする）の民間施設・住宅等において、元請として施工を完了させた実績を 1 件以上有すること。官公庁発注の実績は問わない。

オ 品質管理

基礎、構造躯体、断熱、設備配管等、施工上の重要工程において現場確認を行い、写真・記録等による報告体制を整備していること。

この体制により、常駐によらず品質管理が適正に行える仕組みを有していること。

③ その他

- 1) 単独企業としてプロポーザル提案意向申請書を提出した場合、共同企業体の構成員としてプロポーザル提案意向申請書を提出することはできない。

(3) 共同企業体を結成し参加する場合の参加資格者の条件

① 共同企業体の構成

- 1) 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の数は2者とし、その構成は、施工業者1者と設計業者1者とする。
- 2) 構成員のうち代表構成員は施工業者とする。
- 3) 共同企業体の存続期間は、審査の結果、本業務の最優秀提案者に決定した共同企業体にあつては、本事業が完了し、共同企業体の清算が終了するまでとし、最優秀提案者以外の共同企業体にあつては、本業務の事業契約が締結された日までとする。
- 4) 共同企業体を構成する構成員は、別の共同企業体の構成員となることができない。
- 5) 共同企業体としてプロポーザル提案意向申請書を提出した構成員は、単体企業としてプロポーザル提案意向申請書を提出することができない。

② 共同企業体を構成する場合の注意事項

本プロポーザル方式の参加者と別の参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

ア 親会社等と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他、参加の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一の提案に参加している場合その他、上記2)

人的関係と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

③ 各業務を行う企業の参加資格者の条件

1) 設計業務等を行う企業の参加資格

ア 大垣市業者選定要綱第9条に規定する有資格業者名簿に「建築設計」の業種区分の登録が認められた者で、3年度以上継続登録していること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級又は二級建築士事務所の登録をし、5年以上営業していること。

ウ 設計業務管理技術者は、次の要件を満たす者を配置すること。

- ・ 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で参加申込日以前1年以上の恒常的な雇用関係があること。

- ・ 建築士法第2条に規定する一級又は二級建築士の資格を有すること。

- ・ ウに示す設計業務に従事した経験を有すること。

エ 工事監理者は、次の要件を満たす者を配置すること。

- ・ 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で参加申込日以前1年以上の恒常的な雇用関係があること。

- ・ 建築士法第2条に規定する一級又は二級建築士の資格を有すること。

2) 施工業務を行う企業の参加資格

ア 大垣市業者選定要綱第9条に規定する有資格業者名簿に「建築一式」及び「土木一式」の業種区分の登録が認められた者で、3年度以上継続登録していること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により建築工事業について一般建設業又は特定建設業の許可を受け、5年以上営業していること。

ウ 施工業務を行う構成員は、業種区分「建築一式」において、総合点数（経営事項審査における総合評定値（客観点数及び主観点数の合計））が800点以上であること。

エ 本事業における施工体制は、主任技術者の配置をもって足りるものとする。

監理技術者の配置を求める基準（建設業法施行令第27条の規定）に該当しない工事規模であることから、特定建設業の許可および監理技術者の要件は不要とする。

本事業の施工体制として、次の要件を満たす者を配置すること。

- ・ **現場管理体制**

- ・ 重要な施工工程において責任をもって現場に立ち会える体制を有すること。常時の現場常駐体制は求めないが、必要なタイミングに応じた的確な対応が可能であること。

- ・ **人員条件**

- ・ 現場代理人および主任技術者は、他業務と兼務していても差し支えないが、当該工事に対し責任をもって関与できる体制であること。

- ・ また、施工を行う企業に常勤で1年以上の恒常的な雇用関係にある者とする。

- ・ **資格要件**

- ・ 建設業法に定める主任技術者としての資格を有すること。下請金額または工事規模

が監理技術者の配置要件（建設業法施行令第 27 条）に該当しない場合、監理技術者の配置は不要とする。

・ **施工実績**

過去に類似規模（概ね延べ面積 200 m²以上、木造 2 階建て相当、複数棟合算可能とする）の民間施設・住宅等において、元請として施工を完了させた実績を 1 件以上有すること。

官公庁発注の実績は問わない。

・ **品質管理**

基礎、構造躯体、断熱、設備配管等、施工上の重要工程において現場確認を行い、写真・記録等による報告体制を整備していること。

この体制により、常駐によらず品質管理が適正に行える仕組みを有していること。

4 担当部署

担当部署	社会福祉法人西美濃福祉会 はだしっこ保育園 事務所内 担当者:山田貴史
郵便番号	503-0863
住所	岐阜県大垣市大池町 15 番地 5
電話	0584-78-1851
F A X	0584-78-1923
メールアドレス	hadashikko@xqg.biglobe.ne.jp

5 プロポーザル実施スケジュール

(1) スケジュール

内容	日程
プロポーザルの告示	令和 7 年 5 月 19 日(月)
質問受付期間	令和 7 年 5 月 19 日(月)から 令和 7 年 5 月 30 日(金)まで
質問に対する回答（ホームページ掲載）	令和 7 年 6 月 9 日(月)
プロポーザル提案意向申請書及び確認書類の受付期限	令和 7 年 6 月 16 日(月)
現地見学申込期間	令和 7 年 6 月 18 日(水)から 令和 7 年 6 月 20 日(金)まで
現地見学	令和 7 年 6 月 30 日(月)から 令和 7 年 7 月 4 日(金)まで

プロポーザル提案資格確認結果通知書の送付	令和7年7月10日(木)
提案書の受付期限	令和7年7月25日(金)
プレゼンテーション・評価委員会	令和7年8月中旬
審査結果通知	令和7年8月下旬
協議期間	令和7年9月上旬
仮契約、有資格業者名簿登録期限	令和7年9月中旬
契約締結	令和7年9月下旬

(2) 現地見学

プロポーザル提案意向申請書及び確認書類を提出した事業者を対象に、現地見学の機会を設ける。

- ① 申請方法 電子メールにて申請
- ② 申し込み期間 令和7年6月18日(水)から令和7年6月20日(金)まで
- ③ 現地見学日 令和7年6月30日(月)から令和7年7月4日(金)まで

6 提出書類の流れ

(1) 質問受付

① 提出先

「4 担当部署」と同じ

② 提出方法

質問書(様式1)に必要事項を記載し、電子メール又は持参により提出すること。

なお、電子メールにて提出する場合は、電子メール送信後、電話で到達確認を行うこと。

④ 提出期限

令和7年5月30日(金)17時15分必着

⑤ 質問への回答

提出された質問を取りまとめ、令和7年6月9日(月)に当法人ホームページ上に掲載する。

口頭による回答は行わない。

(2) プロポーザル提案意向申請書及び確認書類

① 提出書類

1) 単独企業で参加する場合

ア プロポーザル提案意向申請書(要綱 第1号様式)

イ 誓約書(様式2)

ウ 一級又は二級建築士事務所の登録資格及び工事实績(様式3①)

エ 特定又は一般建設業の登録資格及び工事实績(様式3②)

2) 共同企業体による場合

ア プロポーザル提案意向申請書（要綱 第1号様式）

イ 誓約書（様式 2-2）

ウ 共同企業体編成表（任意様式）

エ（仮称）どろんこ子どもクラブ建設事業設計・施工一括発注業務共同企業体参加資格確認申請書（要領 第1号様式）

オ（仮称）どろんこ子どもクラブ建設事業設計・施工一括発注業務共同企業体構成員表（要領 第2号様式）

カ（仮称）どろんこ子どもクラブ建設事業設計・施工一括発注業務共同企業体協定書（要領 第3号様式）

キ 同種・類似工事施工実績（要領 第4号様式 第6条関係①～③）

ク 委任状（ア（支店等に委任する場合）・イ）

注：イからクの様式は、（仮称）どろんこ子どもクラブ建設事業設計・施工一括発注業務共同企業体取扱要領の様式とする。

② 提出先

「4 担当部署」と同じ

③ 提出方法

持参（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）又は郵送（書留郵便に限る）とし、それ以外の提出は受け付けしない。

④ 提出期限

令和 7 年 6 月 16 日（月）17 時 15 分必着

(3) 提案資格確認結果通知書等の送付

事務局において提案資格の有無を確認後、令和 7 年 7 月 10 日（木）にプロポーザル提案資格確認結果通知書により通知し、併せてプロポーザル関係書類提出要請書により提案書等の提出について要請する。

7 提案書の作成要領及び留意事項

(1) 提案書の作成要領

要求水準書（別紙 1）を参照の上、以下の内容で作成すること。

① 事業の実施内容（任意様式）

1) 実施方針

提案のコンセプト・概要・イメージパース等を作成すること。

2) 施設計画

・ 業務及び工種別の工程表のスケジュールを記載すること。

・ 環境配慮に向けた提案について記載すること。

- ・ 児童生徒の動線や通学路における安全性の配慮等について記載すること。
- ・ 施工中の品質管理体制や内部監査等、品質管理方法について記載すること。
- ・ 園舎1階における各室の配置を記載すること。
- ・ 園舎の構造・建築面積・延床面積、園庭の面積や駐車場台数等を記載すること。
- ・ コスト低減方法を記載すること。

3) その他

導入予定の設備や備品の提案などがあれば記載すること。

② 事業実施体制（任意様式）

- 1) 工事計画概要、実施体制図
- 2) 基本設計・実施設計・建設工事・工事監理のための費用内訳書
- 3) 緊急時の対応体制図
- 4) 事業実施中のリスクに対する対策
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等

(2) 留意事項

- ① 提案書はA3版横片面印刷、文字サイズは12ポイント以上とし、ページの通し番号を付すこと。なお、提案枚数は30枚以内とし、簡潔にまとめること。
- ② 文書を補完するための写真、イラスト等の使用は可とする。
- ③ 提案は、一提案者につき一回限りとする。
- ④ 提出期限後、提案者の都合により提案書の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 企業名やロゴマーク等、提案業者が特定できる要素を記載しないこと。
- ⑥ 本事業者が提供する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。

8 提案書等の提出方法

(1) 提出書類・部数

- ① 提案書（要綱 第4号様式（第8条関係））
- ② 提案内容を記載した書類（任意様式） 正本1部、副本5部
正本・副本ともにA3版横片面印刷、左綴(2穴)ファイリングにより提出すること。
- ③ 評価項目記載箇所一覧表（様式4）

(2) 提出先

「4 担当部署」と同じ

(3) 提出方法

持参（平日8時30分から17時15分まで）又は郵送（書留郵便に限る）とし、それ以外の提出は受け付けない。

(4) 提出期限

令和7年7月25日(金)17時15分必着

※ 提出期限後に到着した提案書は無効とする。

9 審査

審査は、評価委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最優秀提案者と優秀提案者を決定する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング

① 予定日時

令和7年8月中旬

② 予定場所

はだしっこ保育園

③ 発表方法

- ・ 提案書を用いて説明すること。
- ・ パワーポイントでの説明も可とするが、パソコンは提案者が用意すること。なお、プロジェクターとスクリーンは本事業者で用意する。

④ その他

- 1) 説明者は4名以内とする。
- 2) 説明時間は1提案者あたり25分(プレゼンテーション15分、ヒアリング10分)

(2) 評価基準

プロポーザル評価基準(別紙2)のとおり

(3) 契約候補者の特定

- ① 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を最優秀提案者として、契約締結に向けた手続きを行う。
- ② 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ③ 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、優秀提案者を新たな契約候補者として手続きを行う。
- ④

10 審査結果

(1) 結果通知書の送付

令和7年8月下旬(予定)に提案者全員に「結果通知書」を送付する。

(2) 審査結果の公表

① 公表内容

最優秀提案者名、提案事業者数を公表する。

② 公表方法

法人ホームページに掲載する。

(3) 非特定理由の説明請求

① 請求方法

書面にて説明を求めることができる（任意様式）。

② 請求先

「4 担当部署」と同じ

③ 請求期間

結果通知日の翌日から起算して、1週間以内。

④ 回答

請求期間の最終日の翌日から起算して2週間以内に書面により行う。

11 失格要件

プロポーザル提案意向申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は最優秀提案者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 提案資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で、評価委員会等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提案書の内容が要求水準書（別紙1）の水準を満たしていないとき。
- (5) その他、評価委員会が不適切と判断したとき。

12 契約の締結

- (1) 契約候補者は、当法人と詳細な協議を実施した後、双方合意の上、仮契約を締結する。
- (2) 契約条項及び事業仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について提案限度額の範囲内で協議し、確定するものとする。なお、協議にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令などの法令及び大垣市が制定した条例、規則の内容に従い協議を行うものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次順位の者から順に繰り上がるものとする。

- ① 「3 参加資格要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

- ② 提案資格又は提案内容が無効となったとき
 - ③ その他特別な事由により契約が不可能と認められるとき
- (4) 単価合意

実施設計の完了後、工事着手までの間に受発注者間で単価合意することを基本とし、単価合意後に、契約金額の変更を伴う設計変更等が生じた場合には、詳細設計の図面、数量、合意した単価に基づき、設計変更及び契約金額の変更を行う。

13 その他留意事項

- (1) プロポーザル提案意向申請書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 5）を提案書受付期限までに持参（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）又は郵送（書留郵便に限る）により、速やかに提出すること。
- (2) 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書は返却しない。
- (4) 提案書の知的所有権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の知的所有権は社会福祉法人 西美濃福祉会に帰属する。
- (5) 提出された提案書及びその他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類については、大垣市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

14 各様式一覧

区分	内容
別紙 1	要求水準書
別紙 2	プロポーザル評価基準
添付資料 1	予想されるリスクと責任分担
様式 1	質問書
要綱 第 1 号様式（第 6 条関係）	プロポーザル提案意向申請書
様式 2	誓約書
様式 3	一級又は二級建築士事務所の登録資格及び工事实績 特定又は一般建設業の登録資格及び工事实績 配置予定技術者等の資格及び工事实績
要綱 第 4 号様式（第 8 条関係）	提案書
様式 4	評価項目記載箇所一覧表
様式 5	辞退届

